

投資顧問(助言)契約 のご案内

(お客様保存用)

このご案内は、金融商品取引法第37条の3に基づく、「契約締結前交付書面」として作成されたものです。お客様におかれましては、本書面の内容を十分に理解されたうえで、お取引くださいますようお願い申し上げます。

この書面をよくお読み下さい。

投資助言・代理業者

クロスリテイリング株式会社

商号等	クロスリテイリング株式会社
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2267号
本店所在地	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-5-1
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年7月
連絡先	03-5244-5377

■投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 分析者・投資判断者 石井和夫
- ④ 助言者 石井和夫
- ⑤ 助言対象有価証券は、国内株式（ETF・REITも含みます）を対象として、その情報、分析による投資判断に関して、各会員区分に応じてインターネット・メール等により助言を行います。

■報酬体系

契約期間は各会員区分に応じ、お客様と当社との双方に異議がなければ、自動的に更新するものとします。原則として期間による報酬の増減は行わず、次ページの報酬算出根拠に従い算出するものとします。

手数料（報酬）・その他費用の概要

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、助言対象有価証券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
一般会員（21） (会員サイト及び メールによる助言)	年額 86,184円	原則として月1回以上、講師 の選定した銘柄のリストを 会員サイトにて提供。メール による売買タイミングの提 供。適宜オンラインセミナー を会員サイト上にて実施。

注：報酬額は、すべて消費税を含みむものとする。

会費・報酬の支払いについて

報酬は契約締結時に下記の支払い方法の中から顧客が選択した方法によりお支
払頂きます。

- ① クレジットカード決済
- ② 銀行振込（振込手数料は顧客負担）

また、助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期につ
いては、原則として上記の方法によるものとしますが、運用方針、運用対象・
助言方法等、特段の事情がある場合には、協議により上記と異なる方法を取る
場合があります。

顧客の債権の優先弁済権について

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた
債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金につ
いて、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

投資顧問契約の締結にあたってのリスクについて

当社が債務超過又は支払不能に陥り、当社につき破産、民事再生等の倒産手続
きの申立てがなされた場合には、金融商品取引法に基づく投資助言・代理業務
の円滑な遂行が不可能になる可能性があります。

有価証券等に係るリスクについて

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

○ 国内株式（上場株式）に係るリスク

投資顧問契約により助言する国内株式（上場株式）についてのリスクは、次のとおりです。

1. 價格変動リスク

上場株式の価格は、国内外の景気や経済、社会情勢の変化、発行企業の業績、株式市場の需給関係など、さまざまな要因で株価が変動することにより投資元本を割り込むことがあります。

2. 株式発行者の信用リスク

株式発行者の業績や資金繰りの悪化などにより、会社更生法などの適用を申請したり破産したりすることがあります。その場合、投資元本の回収ができなくなることがあります。

3. 流動性リスク

流動性の低い銘柄を売買しようとする場合、通常の銘柄と比べ株価が大きく変動したり、売買に支障をきたしたりする場合があります。また流動性が低くない銘柄であっても、注文が売り買いどちらか一方に集中した場合は、値段が付かず売買できないことがあります。さらに上場廃止となつた場合は、売却が非常に困難となります。

○ 信用取引に係るリスク

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託保証金を割り込むこと、又、損失の額が委託保証金の額を上回ることがあります。

クーリング・オフの適用（契約解除に関する事項）

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領（電磁的方法による提供を受けた場合も含む）した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費代等）相当額を受領することができるものとし、当該契約に係る報酬の前払を受けているときは、契約解除の書面を受領した後速やかに前払い報酬から上記通常費用を差し引いた残額を返還するものとします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わないものとします。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額：契約期間の日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）を受領することができるものとします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還するものとします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わないものとします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① 前項に定めるクーリング・オフ期間経過後の契約の解除については、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除することができるものとします。なお、顧客が当該契約期間中に解除した場合、当社がすでに受領している報酬額については返還しないものとします。

苦情・紛争の解決のための体制

顧客からの相談又は苦情等については誠意を持って解決にあたります（必ず苦情に対する回答を示す）。

(苦情処理措置)

以下の手順で苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ります。

- ・苦情を受けた担当者は、その内容を書面に記載し代表取締役に報告します。
- ・代表取締役は苦情の原因となった事象を明確にします。
- ・調査の結果、対応処置が必要であると判断した場合は、その対応処置を検討し実施します。
- ・対応処置の実施にあたっては相手方との間で十分協議します。
- ・苦情処理の処置経過は必ず記録します。
- ・苦情の申し出先は、以下のとおりです。

電話番号 03-5244-5377

Eメール info@ishii-st.com

(紛争解決措置)

当社は、東京三弁護士会が行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、東京三弁護士会をご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出下さい。

《お問い合わせ》 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館

東京弁護士会 紛争解決センター（同会館 6 階）電話 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター（同会館 11 階）電話 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター（同会館 9 階）電話 03-3581-2249

※どちらの弁護士会の紛争解決（仲裁）センターに申し立てても問題ありません。

※詳しくは、直接、紛争解決（仲裁）センターにお問い合わせください。

■租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買に対する課税、有価証券等から得る配当・利子等への課税が発生します。

■投資顧問(助言)契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

※契約は自動更新になっております。契約を更新されない場合には、契約期間満了の3日前（土日祝を除く）までに会員サイトの退会申請フォームより退会申請を行う必要がございます。

- ② クーリング・オフ
- ③ 投資顧問契約書所定の解除事由に基づく契約解除がなされたとき
- ④ 当社が、投資助言業を廃業したとき

■禁止事項

-ご注意-

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - * 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - * 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - * 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市场における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - * 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと

■当社の概要

当社は、金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行う金融商品取引業者です。

商号	クロスリテイリング株式会社
本店所在地	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-5-1
設立年月日	平成 21 年 7 月 23 日
資本金	1000 万円
行っている業務の種別 や主な業務等	投資助言・代理業
投資助言・代理業登録番号	関東財務局長（金商）第 2267 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 金本 浩
役員の氏名	代表取締役 金本 浩
主要株主	山口孝志
分析者・投資判断者	C&G Holdings 株式会社
助言者	石井和夫
当社への連絡方法	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-5-1 TEL : 03-5244-5377 *受付時間：平日 10:00～19:00

当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者団体には現在加入しておりません。

なお、管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

ご契約が成立した場合には、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時交付書面」をよくお読み頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

以上